

ー 障害を理由とする差別の解消に向けて ー

「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」

(平成28年4月1日施行)

I 障害を理由とする差別とは

例えば、
障害を理由に
施設利用に条件を付ける

差別① 「障害を理由とする不利益な取扱い」

障害があるというだけで障害のない人と異なる取扱いをすること（特別対応は除く）



差別② 「合理的配慮の不提供」

「合理的配慮」とは、

例えば、
面倒だからという理由で
筆談しない



【条件1】障害のある人から配慮を求められたときに

【条件2】配慮を求められた側（人・事業者）の負担
が重くなりすぎない範囲で

日常生活や社会生活を送るうえで、制限や制約となっているものを取り除く配慮をすること

※ 合理的配慮は、次のようなものに限られます。

- ・必要な範囲で本来業務等に付随するもの
- ・事業目的や内容等を本質的に変更しないもの
- ・障害のない人と同等の機会提供を受けるもの など

II 差別の判断基準

☆ 詳しくは、「富山県障害者差別解消ガイドライン」を参照

差別① 正当な理由があれば、障害のない人と異なる取扱いをしても差別ではない。

→「正当な理由」ってどんな理由？

- 誰が見ても「そうせざるを得ない」と判断できる理由のこと
- 「～かもしれない」といった、あいまいな理由は正当な理由ではない

差別② 【条件1】障害のある人はどのように配慮を求めるの？

- 障害がある人のコミュニケーション手段であればOK
- 本人ができないれば、保護者や介助者等でもOK

【条件2】負担が重過ぎるかどうかは、どのように判断するの？

- 個別ケースごとに、具体的な状況に応じて
総合的・客観的に判断

「業務への影響の程度、費用や負担の程度
などを考慮して

